

飛驒市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した財政援助団体等監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年11月26日

飛驒市代表監査委員 島田 哲吉

令和2年度財政援助団体等監査（出資団体監査）報告書

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査（出資団体監査）
- 2 監査実施日 令和2年11月12日（木）
- 3 監査対象 飛騨市文化交流センター
教育委員会文化振興課（出資に関する事務の所管）
- 4 監査の対象とした事項及び範囲
出納その他の事務
令和元年度 事業報告及び決算に関する事項
令和2年度 事業計画及び予算に関する事項

5 監査の着眼点

（1）出資団体関係

ア 提出資料

- ① 管理に関する基本協定書及び年度協定書
- ② 組織図及び名簿
- ③ 団体に関する事業概要書
- ④ 令和元年度 事業計画書、予算書、決算書、事業報告書、監査報告書
- ⑤ 令和2年度 事業計画書、予算書
- ⑥ その他財務事務の執行にかかる書類、帳簿

（総勘定元帳、契約書類、支払明細、財務諸表など）

- イ 管理に関する基本協定書に基づき事業が実施されているか。
- ウ 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。
- エ 事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。
- オ 経営成績及び財政状態は良好か。
- カ 収益率、財務比率は良好か。また、人件費の内容、金額は事業規模に比し適切か。
- キ 関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- ク 資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。
- ケ 現金や預金通帳、銀行印の管理体制は適切か。

(2) 所管部局関係

ア 提出資料

- ① 指定管理事業報告書
- ② 補助金交付申請書及び実績報告書等
- ③ 管理に関する基本協定書及び年度協定書

イ 出資目的及び出資金額等は妥当か。

ウ 管理に関する協定書に基づき、決算書類等の確認は適正にされているか。

6 監査の方法

あらかじめ指定した資料及び当日関係書類等の提出を求め、支出された公金が目的どおり適正に運用されているかどうか、理事長ほか担当職員から説明を求める等の方法により実施した。

また、所管課についても補助金に係る事務の執行について、同課から提出された資料及び当日提示のあった関係書類に基づき、担当職員から説明を求め監査を実施した。

第2 補助金の状況

市からの補助金は、令和元年度は52,445,000円が指定管理料として特定非営利活動法人ひだ文化村へ交付決定され、飛騨市文化交流センターの人件費、管理費、運営費等、施設管理業務のために充てられている。

(単位：円)

収 入	項 目	平成30年度	令和元年度
	指定管理料	52,000,000	52,445,000
利用料金	8,065,580	6,045,320	
純売上高	434,326	647,495	
合 計		60,499,906	59,137,815

支 出	項 目	平成30年度	令和元年度
	人件費	19,795,247	21,392,138
管理費	34,575,119	31,974,226	
運営費	2,033,322	2,751,365	
その他	1,460,254	2,043,072	
合 計		57,863,942	58,160,801

2 補助事業の目的

飛騨地区における文化の牽引者として、飛騨市文化交流センターの利用活性化と身近に著名人や芸術文化に触れられる機会を提供。学校等へもアーティストの指導を取り入れ本物の芸術文化に触れる機会の提供と将来の観客づくりを行う。また多種多様な文化事業の充実により、市内外から質の高い来訪者を増加させ、また音楽大学等も積極的に誘致し地域経済にも寄与することを目的とする。

第3 監査の結果

監査の対象とした出納その他の事務については、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、軽易な事項については、その都度口頭で指摘したが、特に要望したい事項については、次のとおりであるので検討されたい。

(1) 指摘事項

飛騨市文化交流センター	特になし
飛騨市教育委員会文化振興課	特になし

(2) 検討事項

飛騨市文化交流センターは、様々な人との出会いや文化交流活動の拠点として、飛騨市民にとって必要な地域コミュニティ施設であるといえる。飛騨市の指定管理者制度に基づき管理運営を行っている特定非営利法人ひだ文化村に対して、所管課との連携を密にする必要がある。当該施設が目的に沿った運営ができるような指導、提案等の検討が必要である。

(3) 意見、要望事項

①飛騨市文化交流センター

監査の結果、飛騨市文化交流センターの事業運営は、出納その他の事務処理について概ね適正であった。飛騨市民の文化交流施設としての施設管理運営を念頭にした、市民の求める事業・施設運営を行える仕組みを構築し、積極的な取り組みが行われていることや、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、イベントのキャンセル等による利用料の収入減の中、電気料金の見直し等によるランニングコスト削減による経費節減等の努力もうかがうことができた。

空調設備や耐震化等について、今後、施設の老朽化による故障等が発生すると思われるため、適切な対応を、所管課と連携を図り対処をお願いしたい。

地域市民が楽しめる文化交流の中心施設として、今後とも市との協議や各団体との連携を図り、貢献していただくことをお願いし、更なる効果的な取り組みを期待する。

②飛騨市教育委員会文化振興課（所管課）

飛騨市文化交流センターとの指定管理者業務仕様書について、稼働率の低い部屋の施設利用者の増加を図るために目標数値（稼働率）を定めているが、実績を確認し、今後報告書に記載する等指導されたい。

備品（管理物品）について、数多く所持されているが、所有者が市である物については、貸与しているわけであるため、正規の備品台帳を作成すべきである。修理等の時、検証もできるため備品台帳による確認を行うよう連携して努められたい。

また、施設の耐震化について、飛騨市の避難所にも指定されているため、市民の安全のためにも工事の早期着工に努められたい。

引き続き、透明性の確保や市民への説明責任の観点から、出資の目的に沿った効果的な事業が実施されているかなど、経営状況にも留意しながら、事業運営を後押しし、重ねて今後も所管課としての支援、指導をお願いする。